

厚生労働省交渉に参加して

5・18福祉関係者共同フォーラムの翌日、厚生労働省社会援護局基盤整備課及び老健局と①福祉人材確保問題 ②介護保険制度改善に関わる問題で交渉。その後、「福祉サービスの向上と福祉に働く職員の生活改善を求める署名」（6万4732筆）を内閣官房を通じて厚生労働大臣に提出しました。

厚生労働省との交渉は約2時間でしたが、人材確保対策の具体化について厚労省は、8月に出した「人材確保指針」及び「人材確保法」の趣旨に即して重要な課題として認識していることを表明した上で、人材確保のための具体的方針として、①都道府県の人材センターの活用 ②研修のバックアップ ③介護や福祉の仕事に関するイメージアップのための広報活動や合同面接会等の具体化 ④2009年の介護報酬の改定につなげるための調査・分析活動をあげました。

参加者から、人材確保が困難な元凶について厚労省はどういう認識でいるのか？との問いに、「給与水準が他の産業と比べて月収10万円程度低い」「他の産業の平均勤続年数が10年以上なのに対して、福祉職では3～4年と極めて短い」というデータを承知している、とした上で、厚労省は今調査を行っている所なので、厚労省としての「認識」は、その結果を分析してからでないと答えられないと回答。しかし、一方で、介護保険制度が導入されてまだ8年であることから、今後月収の伸びが見込まれるので、単純に比較するのは適切でないと回答がありました。

この発言について参加者から、以前厚生労働省の課長が同様の分析の評価について発言したが、介護保険制度がはじまる以前から福祉職場はあり、「介護保険制度ができてから日が浅いから」「女性、特にヘルパーの時給は1200円台で決して低くはない」など根拠に全く妥当性がないことを強く批判され、発言を撤回した事実を知っているのか？厚労省の中で、まだそんなデータの分析や評価がまかり通っているのか？当初「重要な課題という認識」を表明したが、いったいどういう認識になっているのか？と、会場は騒然となりました。

また、参加者から、「指針」の中で職員給与を検討するにあたっては、福祉職俸給表を参考にする旨の記述があるが、これを下回った場合は適切な指導を行う準備があるか？また、それにふさわしい介護報酬の提案を行うのか？という具体化にむけた考え方を問いました。厚生労働省は、現在の介護報酬は職員給与など、積算して決定するシステムになっていない。また、給与は労使で決めるものであり、仮に介護報酬が上がったとしても職員給与が上がるかどうかは解らないとの回答もありました。

会場は、自らの指針を参考としながら、それを保障する報酬額の算定をしないことや、報酬の使われ方について、きちんと監査を行う姿勢が感じられない厚生労働省の無責任な態度に、再び騒然となりました。

交渉の時間は短く、十分な回答を引き出すことはできませんでしたが、最後に厚生労働省は、「8月の指針に基づき適切な報酬につながるよう努力すること、また、報酬以外の人材確保に結びつく課題についても尽力する」という決意表明があり、交渉は終わりました。

福祉職場に人が集まらないのは、この仕事の魅力やイメージが悪いからではなく、給与を含む労働環境（条件）が著しく悪いからです。人員募集の公告に「公務員並の給与を保障します！」と書いたら、人が殺到するに違いありません。これを本気でやるのかやらないのかが問われていると思います。

20日に人材確保法が成立する予定ですが、予算化など真に実効性のあるものにするため、老福連署名など、引き続き取り組みを強めましょう。